

令和8年7月2日（木）	資料5
令和8年度 第1回 自立支援協議会	

障がい者計画 2030

障がい福祉計画（第8期）・障がい児福祉計画（第4期）

（骨子案）

ページ調整

はじめに



区長あいさつ文

令和9年 月

板橋区長

坂本 健

目 次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・目的.....	3
2 計画の位置付け.....	5
（1）障がい者計画.....	5
（2）障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	5
（3）国の基本指針について.....	6
3 計画の期間.....	7
4 計画の対象.....	8
5 計画の推進に向けて.....	8
6 検討体制.....	8
（1）庁内検討体制.....	8
（2）外部検討体制.....	8
7 SDGs とのつながり.....	9

第2章 板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

1 障がい者数の推移と傾向.....	13
（1）障がい者の推移と傾向.....	13
（2）障がい児の推移と傾向.....	15
2 障がい者計画 2030 における重点項目の振り返り.....	17
（1）相談支援の充実.....	17
（2）障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実.....	17
（3）障がいのある人の就労の拡充.....	18
（4）多様な生活の場の整備.....	18
（5）差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進.....	19
3 障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）におけるサービスの利用状況、 取組の振り返り.....	20
（1）障害福祉サービスの実施状況（第7期障がい福祉計画）.....	20
（2）地域生活支援事業の実施状況（第7期障がい福祉計画）.....	20
（3）障がい児向けサービスの実施状況（第3期障がい児福祉計画）.....	20
（4）実施状況を踏まえて.....	20
（5）板橋区障がい者実態調査の結果.....	21
（6）障害福祉サービス費用の推移.....	24

第2部 板橋区障がい者計画 2030

1 基本理念.....	27
2 基本目標.....	27
3 戦略的な展開.....	29
4 施策の体系.....	30
5 板橋区障がい者計画 2030 における重点項目.....	37
6 成果指標の設定について.....	37

第3部 障がい福祉計画（第8期）・障がい児福祉計画（第4期）

第1章 障がい福祉計画（第8期）

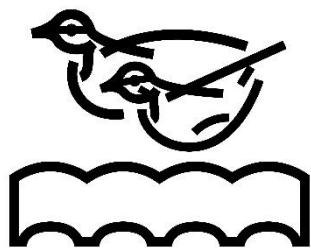
- 1 障がい福祉計画（第8期）の位置付け..... 4 3
- 2 2029年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策..... 4 3
 - （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行..... 4 3
 - （2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築..... 4 3
 - （3）福祉施設から一般就労への移行等..... 4 4
 - （4）地域生活支援の充実..... 4 4
 - （5）相談支援体制の充実・強化等..... 4 4
 - （6）障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上..... 4 5
 - （7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築..... 4 5

第2章 障がい児福祉計画（第4期）

- 1 障がい児福祉計画（第4期）の位置付け..... 4 9
- 2 2029年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策..... 4 9
 - （1）4つの中核機能を確保、インクルージョン推進のための協議の場の設置..... 4 9
 - （2）難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保..... 4 9
 - （3）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保..... 4 9
 - （4）医療的ケア児等支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置..... 5 0
 - （5）障がい児入所施設に入所する児童の大人にふさわしい環境への移行調整の協議の場の設置..... 5 0
 - （6）障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保..... 5 0
 - （7）強度行動障がいの状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備..... 5 0

※ 本計画において、※が付されている語句は、52 ページからの用語集に内容を掲載しています。

第1部 総論



第1章 計画の策定にあたって

- 1 策定の背景・目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象
- 5 計画の推進に向けて
- 6 検討体制
- 7 SDGs とのつながり

1 - 1 計画の策定にあたって

共生社会の実現をめざして

「板橋区障がい者計画 2030・障がい福祉計画（第 8 期）・障がい児福祉計画（第 4 期）」は、障害者基本法、障害者総合支援法※及び児童福祉法に基づく法定計画であり、「板橋区基本構想」における福祉・介護のめざす姿や、福祉に関する上位計画である「板橋区地域保健福祉計画 2030」が掲げる地域共生社会※の実現をめざすものです。

板橋区の障がい福祉における取組を進めていくうえでの基本的な考え方や、計画の位置付けや期間などを示します。

策定の背景・目的

障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。

障がい福祉の基本方針を定める「障がい者計画」と、その実施計画に相当する「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」により、障がいがあっても自分らしく安心して暮らし続けられるまち「板橋」を創ります。

計画の位置付け

障がい者計画は、障害者基本法に基づく、区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、サービスの必要量を定めるとともに、その提供体制の確保を図るための計画であり、障がい者計画の実施計画に相当する計画です。

「板橋区基本構想」及び「板橋区基本計画 2035」の方向性を念頭に、関連する個別計画と連携を図りながら、取組を進めていきます。

計画の期間

障がい者計画は 2024 年度から 2030 年度までの 7 年間を計画期間としていますが、上位計画の改定を受けて 2026 年度に一部改訂をします。

障がい福祉計画（第 8 期）及び障がい児福祉計画（第 4 期）は、国の基本指針に基づき、2027 年度から 2029 年度までの 3 年間を計画期間とし、3 つの計画の連携により、計画的な施策・事業展開を図っていきます。

計画の対象

障がいがあっても自分らしく安心して暮らし続けられるまち「板橋」をみんなで創ることとし、障がいや難病※などにより支援を必要とする人だけでなく、区民や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

計画の推進に向けて

施策の推進にあたっては、進捗状況を把握のうえ、点検・評価を行い、必要に応じて見直しを図ることで、実効性のある取組を進めていきます。

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・目的

- 2014 年、日本は、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准し、条約締結国になりました。2016 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がい者を取り巻く状況は少しずつ変化しています。特に、2024 年には「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者にも「合理的配慮※」の提供が義務付けられるなど、社会全体で共生社会の実現に向けた取組が進められています。

2024 年には、障がい者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行され、2025 年には、障がい者が自身の特性に合った就労先（一般就労※、就労継続支援（A 型・B 型）※）を選択するための専門的なアセスメント（能力評価・意向確認）を行う新しい障害福祉サービス※「就労選択支援※」が創設・施行されました。また、2026 年に、高次脳機能障がい※への理解を促進するとともに、高次脳機能障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、切れ目なく受けられるようにするため、「高次脳機能障害者支援法」が施行されています。

- 2022 年、障害者権利条約について、国際連合（国連）の「障害者の権利に関する委員会（権利委員会）」による日本の審査が初めて行われました。医療機関や施設に入院・入所している障がい者が地域に出て自立した生活を送る権利の保障や、インクルーシブ教育システム※の推進などへの総括所見が示されており、その趣旨を踏まえて、障がい者の権利の実現に向けた取組を引き続き推進する必要があります。

- 東京都においては、国際スポーツ大会として、2021 年に東京 2020 パラリンピックが、2025 年に東京 2025 デフリンピックが開催されました。こうした国際大会の開催を契機として、障がい者の社会参加の促進や、障がい者への理解の深化が一層求められています。

- 東京都では、手話は独自の文法を持つ一つの言語であるという認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう、2022 年に「手話言語条例」を施行し、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活できる社会の実現をめざすとともに、手話を使用しやすい環境づくりを進めています。また、2025 年には、「東京都障害者情報コミュニケーション条例」を施行し、必要な配慮や、コミュニケーション手段が異なることについて関心と理解を広げ、情報通信技術の活用のほか、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを進めています。

- 板橋区においては、2025 年 10 月に、概ね 10 年後を想定した将来像を「未来をひらく 緑と文化のかがやくまち “板橋”」とする板橋区基本構想を策定し、福祉・介護のめざす姿として「安心して住み慣れた地域で暮らせるまち」を掲げ、「誰もが幸せを実感している」「つながりと愛着が

はぐくまれている」まちの実現に向けて取組を進めています。また、区の福祉分野の上位計画としては、2026年3月に、「地域でつながり支え合う だれもが安心して暮らせる共生のまち いたばし」を基本理念とする「板橋区地域保健福祉計画 2030」（以下「地域保健福祉計画」という。）を策定しています。

- 板橋区は、2026年1月に、区民一人ひとりの創意を原動力とし、あたたかでやさしいつながりを創り出す創造都市（Creative City）であることを宣言しました。板橋区基本計画 2035 の最初の3年間におけるアクションプログラムであるいたばしNo.1 実現プラン 2028 では、基本構想に掲げる3つの視点（ひと・まち・みらい）を取り入れた（1）ウェルビーイング戦略、（2）クリエイティブ戦略、（3）トランスフォーメーション戦略を示しており、戦略的取組をとおして、誰もが健やかにくらし続けられる環境整備などを推進しながら、創造都市（Creative City）として、多様な主体の協働・共創による新たな価値創出や地域課題の解決などにつなげる取組を展開していきます。
- 障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度・重症化（医療的ケア※が必要な障がい者を含む）、発達障がい※や強度行動障がい※、医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。区では、地域生活支援拠点等※の整備などを進めてきましたが、障がいがあっても自分らしく安心してくらし続けられるまち「板橋」の創造に向けて、相談支援の一層の充実、多様な生活の場の整備など、着実に取り組んでいく必要があります。
- このため、「板橋区障がい者計画 2030」は 2030 年度までを計画期間とするものではありませんが、区の上位計画をふまえつつ、創造都市（Creative City）として新たな価値創出や地域課題の解決などにつながる取組を戦略的に展開することとし、一部改訂します。また、「板橋区障がい福祉計画（第7期）」「板橋区障がい児福祉計画（第3期）」については、計画期間が 2026 年度をもって終了することから、2027 年度からの新たな計画を策定します。
- これによって、既存のサービスの充実や仕組みの見直しを進め、障がいがあっても創造都市の一員として、地域の中で多様なつながりを持ちながら、自分らしく安心してくらし続けられるまち「板橋」を実現していきます。

2 計画の位置付け

(1) 障がい者計画

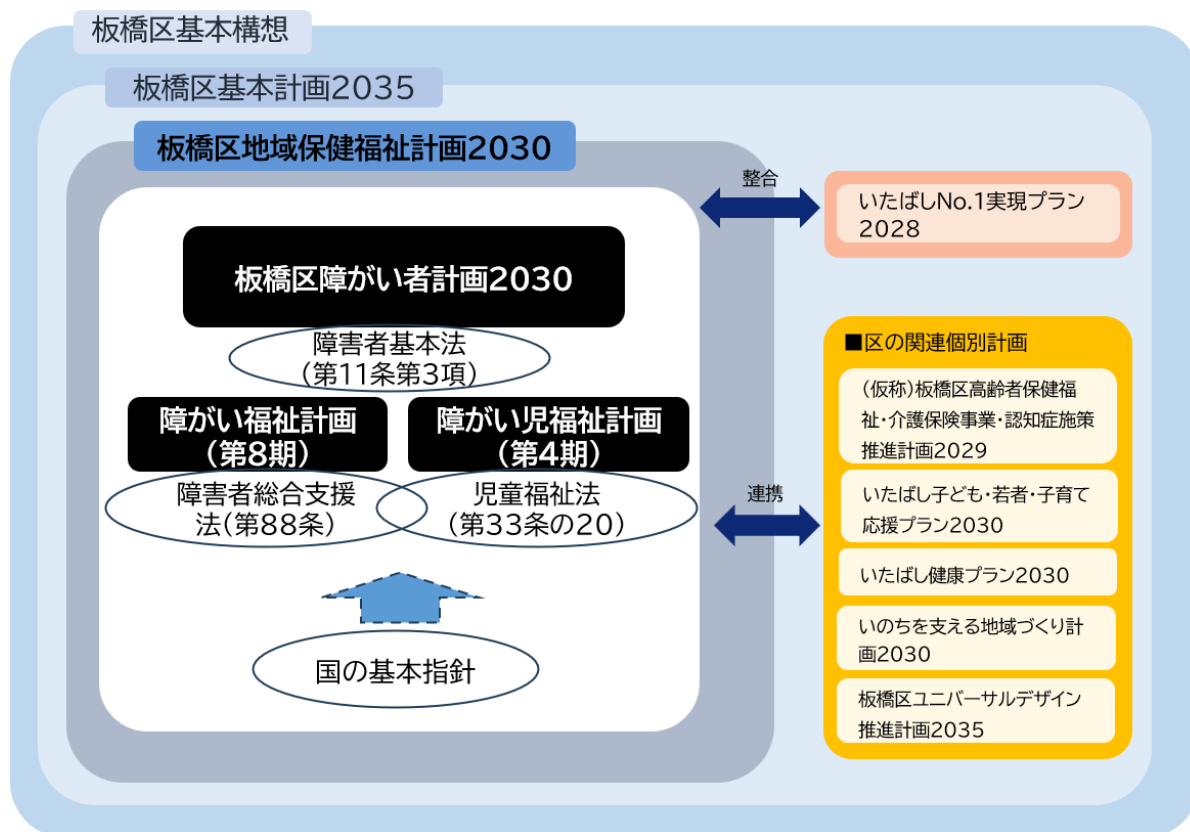
区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、区民、関係機関、団体、事業者、区が、それぞれ自主的かつ積極的に創造的な活動を行い、地域の価値創出、課題解決、人と人との交流につなげ、その取組を継続していくための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」にあたるものです。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、国の基本指針（障害者総合支援法第87条、児童福祉法第33条の19）に基づき、障がいのある人又は障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。

それぞれ、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたり、障がい者計画の実施計画に相当する計画です。

【板橋区の各計画との関係】



(3) 国の基本指針について

計画策定の根拠となる国の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」は、2026年3月に改正・告示されました。

基本指針で示された計画策定の基本的な考え方などは以下のとおりです。

① 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組などに配慮し、総合的な計画を作成する。

② 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

基本的理念を踏まえ、全国で必要とされる訪問系サービスの保障や、希望する障がい者等への日中活動系サービス等の保障、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実、福祉施設から一般就労への移行、強度行動障がいの状態にある者及び難病患者等に対する支援体制の充実、高次脳機能障がい者に対する支援などに配慮して目標を設定し、計画的な整備を行う。

③ 相談支援に関する基本的考え方

相談支援体制の充実・強化、地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保、発達障がい者等に対する支援、地域自立支援協議会の活性化の視点により取り組むことが必要である。

④ 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ること、地域社会への参加・インクルージョン^{*}の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制や障がい児相談支援等提供体制の確保が重要である。

⑤ 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。また、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供する観点から、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を一層充実する必要がある。

⑥ 障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するた

め、以下について、目標を設定する。

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・精神障がい※にも対応した地域包括ケアシステム※の構築
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児支援の提供体制の整備等
- ・地域生活支援の充実
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

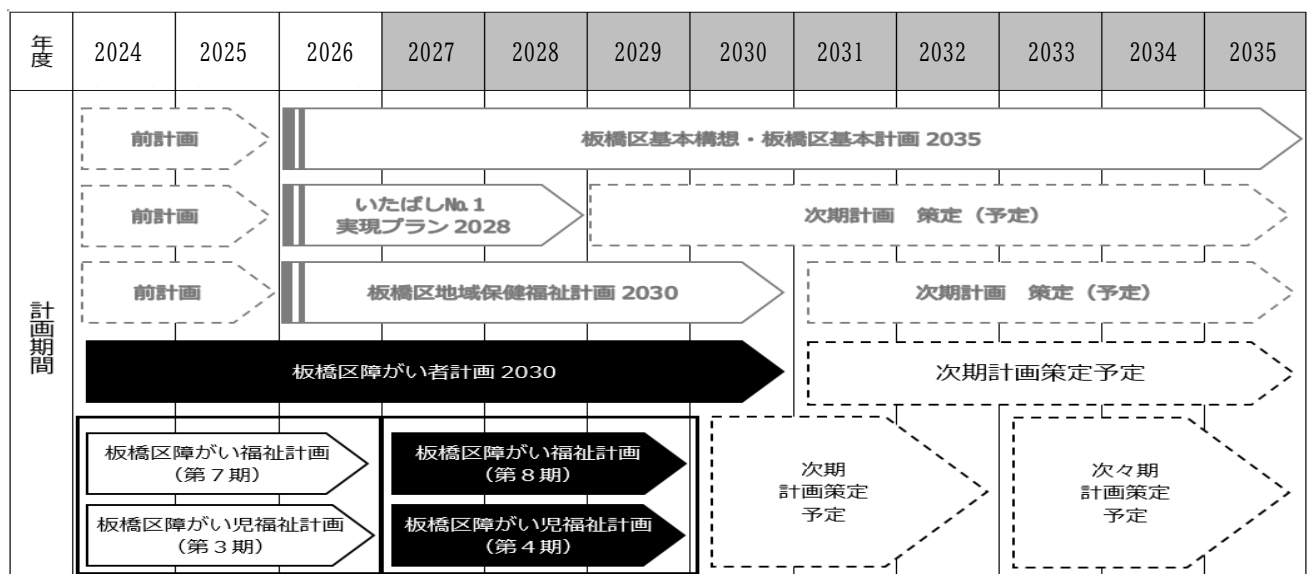
⑦ その他自立支援給付及び地域生活支援事業※並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- ・障がい者等に対する虐待の防止
- ・意思決定支援の促進
- ・障がい者等の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- ・障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・障がいを理由とする差別の解消の推進
- ・障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3 計画の期間

障がい者計画は、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の指針となる基本計画です。障がい者施策は、施設整備や制度設計など長期的な視点が必要であることから、2024 年度から 2030 年度までの 7 年間を計画期間としており、2026 年度の一部改訂による計画期間の見直しは行いません。

一方、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づく 3 年間を計画期間としています。よって、「障がい福祉計画（第 8 期）・障がい児福祉計画（第 4 期）」は、2027 年度から 2029 年度までの 3 年間を計画期間とします。



4 計画の対象

本計画は、障がいがあっても自分らしく安心して暮らし続けられるまち「板橋」をみんなで創っていくための計画です。障害者手帳※の有無に関わらず、障がいや難病などによって日常生活や社会生活において、何らかの制限を受けたり、不自由な状態にある人だけでなく、健常者や支援を行う人も含めた、すべての人（＝みんな）を対象とします。

5 計画の推進に向けて

計画の進捗状況を適切に把握するため、学識経験者や地域の障がい福祉に関わる関係者、当事者などにより構成される「板橋区地域自立支援協議会※」において、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行っていきます。

また、板橋区地域自立支援協議会の各定例部会などを活用し、本計画に掲げる重点項目などの検討を深め、障がい者施策全体としての調和を図るとともに、より実効性のある取組を進めていきます。

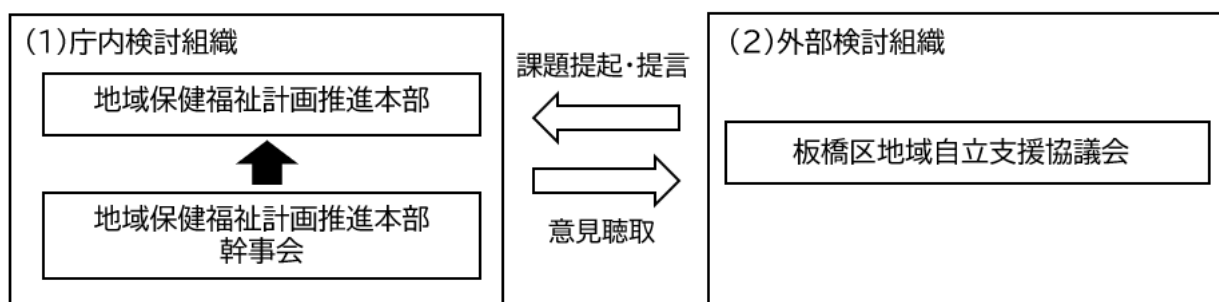
6 検討体制

（１）庁内検討体制

課長級で構成する「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」において検討を進め、区長を本部長とする「板橋区地域保健福祉計画推進本部」（庁議）において決定します。

（２）外部検討体制

2026年度の一部改訂および策定にあたっては、学識経験者や地域の障がい福祉にかかわる関係者、当事者などにより構成される「板橋区地域自立支援協議会」において聴取した意見を、計画に反映します



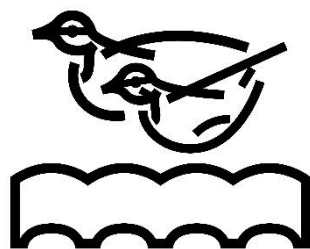
7 SDGs とのつながり

- SDGs は、2030 年までによりよい世界をめざす国際目標として 2015 年に国連で採択された「持続可能な開発目標」です。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」を基本理念としています。
- この SDGs の理念は本計画がめざす地域共生社会の実現と密接に結びついており、17 のゴールは本計画における施策との相関性が高く、地域福祉を持続的に推進する上で重要な指針となります。
- 区は、2022 年 5 月に「SDGs 未来都市」に選定され、「絵本のまち」という独自の特色を生かした施策を展開しており、区民・団体・企業等が SDGs を自分ごととして捉え、学び、目標をもって行動する「SDGs のローカライズ」の普及・促進を進めています。
- 本計画では、SDGs の基本理念を意識して取り組み、地域住民や地域の多様な主体がつながり、支え合うことでだれもが安心して暮らし続けられる地域社会の実現をめざした施策を展開していきます。

SDGsにおける17のゴール



第1部 総論



第2章 板橋区の障がい者の現状と これまでの振り返り

- 1 障がい者数の推移と傾向
- 2 障がい者計画 2030 における重点項目の振り返り
- 3 障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画
（第3期）におけるサービスの利用状況、取組の
振り返り

1 - 2 板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

適切な支援につなげていくために

障がい者数の推移と傾向の把握をはじめ、障がい者計画 2030 における重点項目や、障がい福祉計画（第 7 期）・障がい児福祉計画（第 3 期）のサービス利用状況、取組の振り返りを行いました。また、2022 年度に実施した障がいのある人を中心とした板橋区障がい者実態調査の結果を引き続き活用します。

障がい者数の推移と傾向

障がい者数は、2025 年度までは増加傾向でしたが、2026 年度は、37,241 人と減少に転じました。難病患者は増加傾向にあり、精神障がい者においても、2025 年度の増加は顕著となっています。

障がい児については 2026 年度は、1,305 人となっており、近年は横ばい傾向となっています。しかしながら、手帳を所持していなくても支援を必要とする子どもも潜在的に存在しているため、ニーズを的確に捉える工夫を図り、適切な支援につなげていく必要があります。

障がい者計画 2030 における重点項目の 振り返り

障がい者計画 2030 においては、「相談支援の充実」、「障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実」、「障がいのある人の就労の拡充」、「多様な生活の場の整備」、「差別解消・権利擁護※の推進と地域交流の促進」の 5 つを重点項目と位置付け、取組を進めてきました。

今後は、これまでの成果や課題を踏まえ、より充実した施策・事業に取り組んでいきます。

障がい福祉計画（第 7 期）・ 障がい児福祉計画（第 3 期） におけるサービスの利用 状況、取組の振り返り

障害福祉サービスについて、日中活動系サービスでは、生活介護※や療養介護※のほか、就労支援に係るサービスが増加しています。また、居住系サービスでは、共同生活援助（グループホーム）※や、地域定着支援※が増加しており、そのほか、計画相談支援※をはじめとする、相談支援に係るサービスが増加しています。

障がい児向けサービスにおいては、児童発達支援※や放課後等デイサービス※の利用が急増しています。

また、2022 年度に実施した「板橋区障がい者実態調査」において、障害福祉サービスの利用状況や生活実態、施策の推進に必要なことなどが明らかになっています。

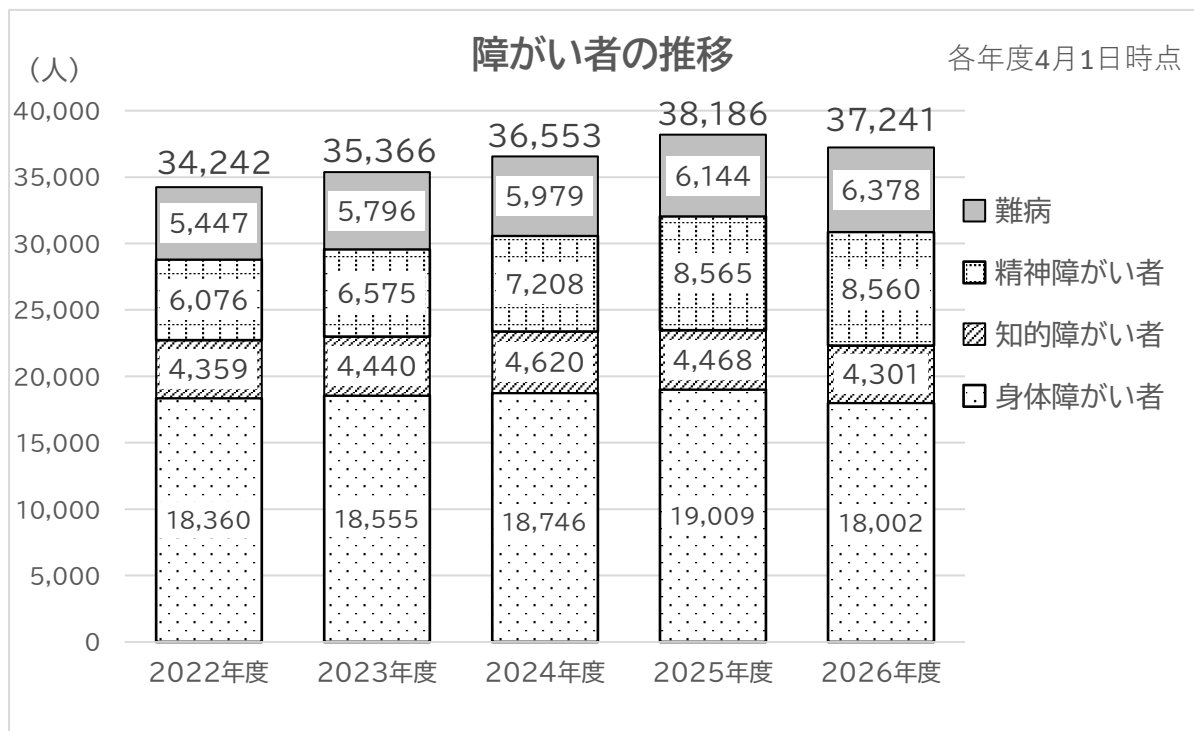
第2章 板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

1 障がい者数の推移と傾向

(1) 障がい者の推移と傾向

①障がい者全体（障がい児を含む）の推移と傾向

障がい者は、年々増加していましたが、2026年度は37,241人と減少に転じました。知的障がい※者は2024年度に、身体障がい※者は2025年度をピークに、減少に転じています。精神障がい者は、2025年度までの増加が顕著でしたが、2026年度は前年度からほぼ横ばいとなっています。難病においては、引き続き増加傾向となっています。



(各年度4月1日時点)

年 度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	伸び率
板橋区人口	567,091 人	570,076 人	574,768 人	580,912 人	585,118 人	103.2%
障がい者数	34,242 人	35,366 人	36,553 人	38,186 人	37,241 人	108.8%
身体障がい者	18,360 人	18,555 人	18,746 人	19,009 人	18,002 人	98.1%
知的障がい者	4,359 人	4,440 人	4,620 人	4,468 人	4,301 人	98.7%
精神障がい者	6,076 人	6,575 人	7,208 人	8,565 人	8,560 人	140.9%
難病	5,447 人	5,796 人	5,979 人	6,144 人	6,378 人	117.1%

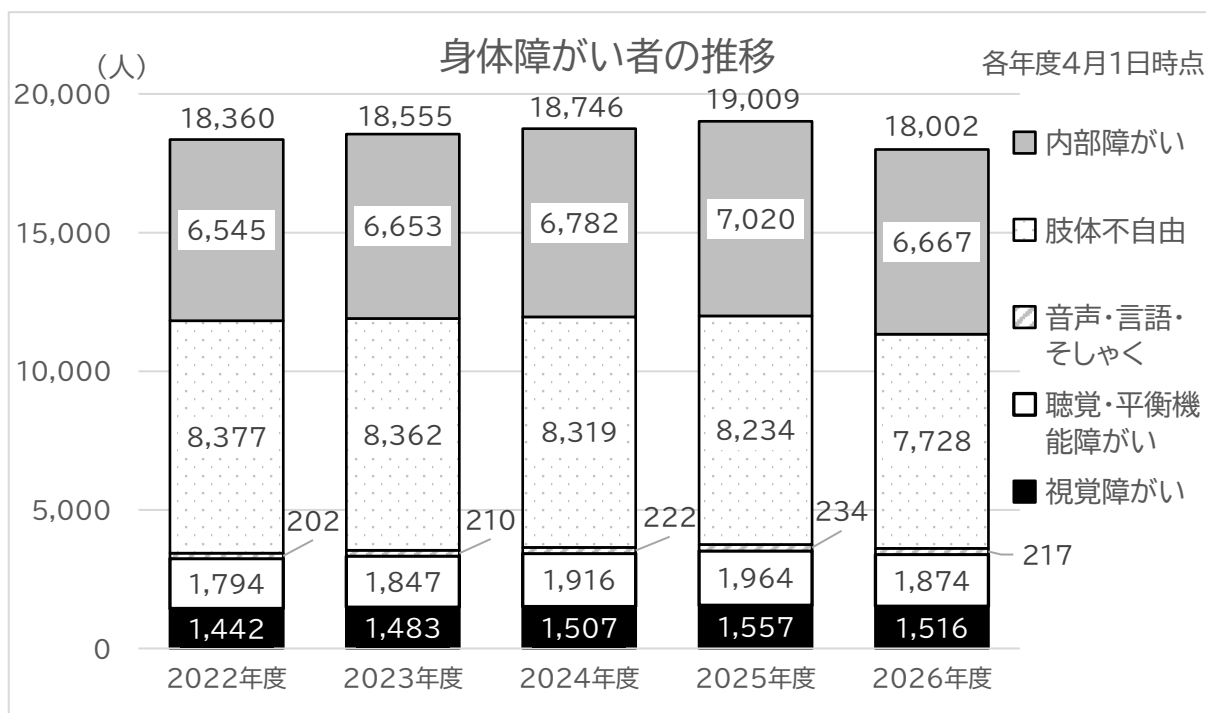
※…伸び率は、2026年度における2022年度比

※…統計上、各障害者手帳所持者を障がい者としており、難病については、難病医療費等助成制度認定者数を計上している。

※…難病患者数には、スモン、先天性血液凝固因子欠乏症等、人工透析を必要とする腎不全を含む。

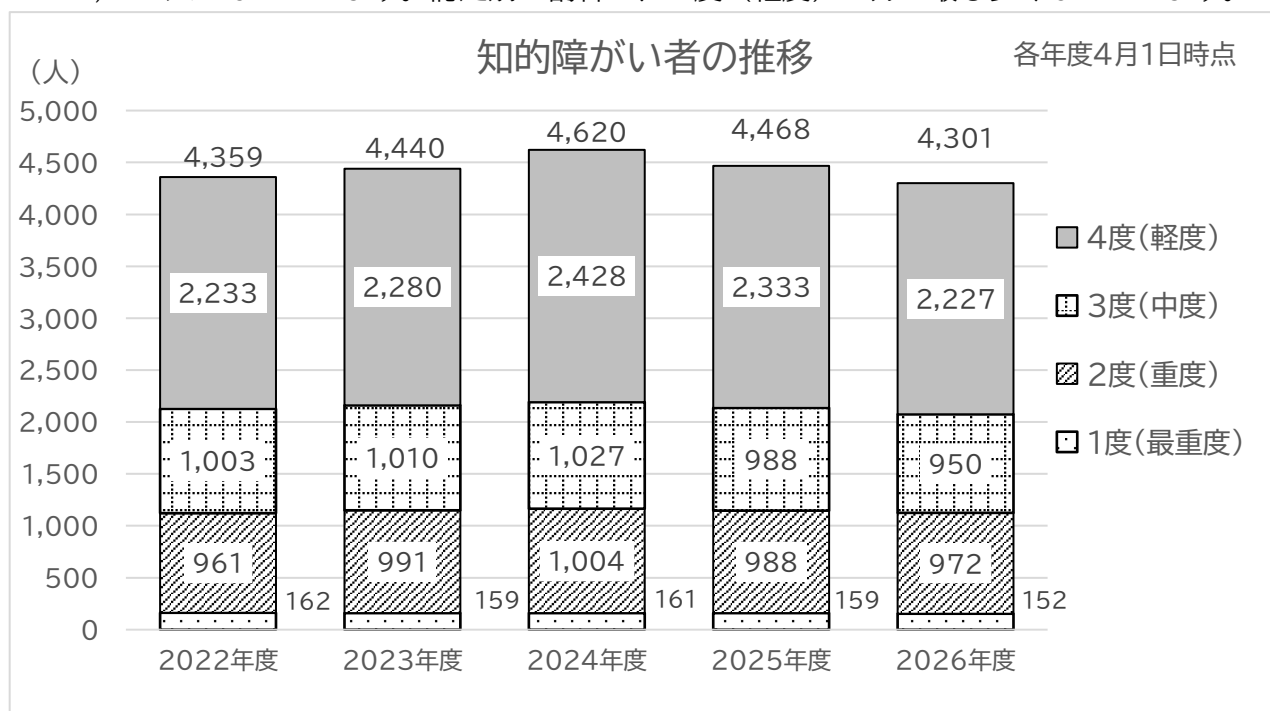
②身体障がい者の推移と傾向

身体障がい者の推移を見ると、2025 年度までは全体として増加傾向にありましたが、2026 年度は 18,002 人となり、減少に転じました。種別ごとの割合は、多い順に肢体不自由※、内部障がい※となっています。



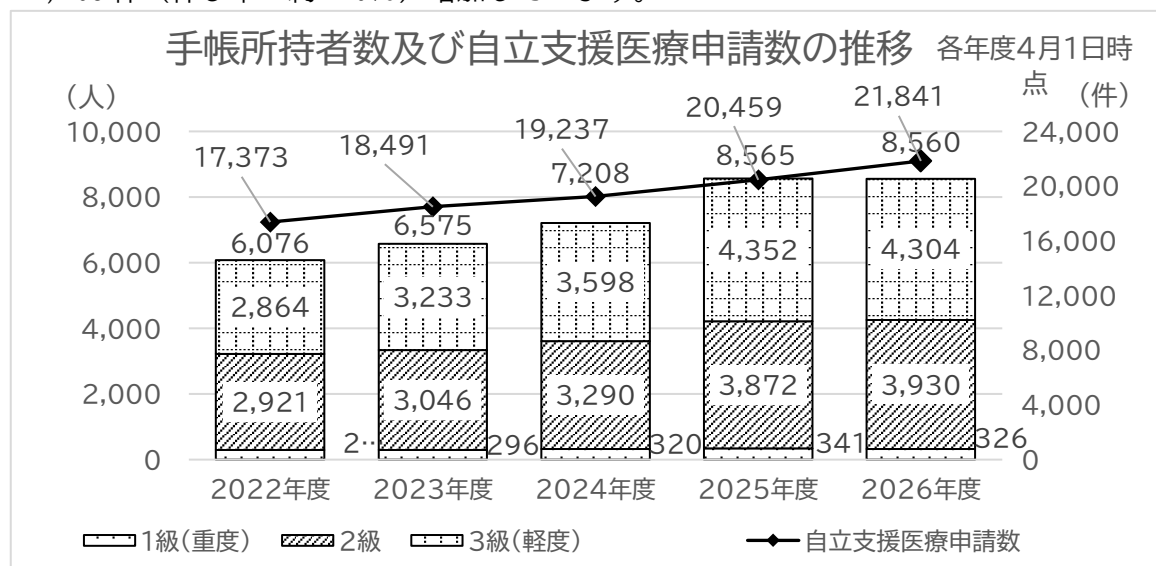
③知的障がい者の推移と傾向

知的障がい者の推移を見ると、2024 年度をピークに減少に転じており、2026 年度は、4,301 人となっています。認定別の割合は、4 度（軽度）の方が最も多くなっています。



④精神障がい者の推移と傾向

精神障がい者の推移を見ると、2026年度においては8,560人となっており、昨年度比ではほぼ横ばいですが、ほかの障がいと比べると、近年の増加が顕著です。2026年度は、2022年度に比べて2,484人増（伸び率：約141%）となっており、認定別では、3級（軽度）が最も増加しています。自立支援医療（精神通院医療）※の申請数も、2022年度に比べて4,468件（伸び率：約126%）増加しています。

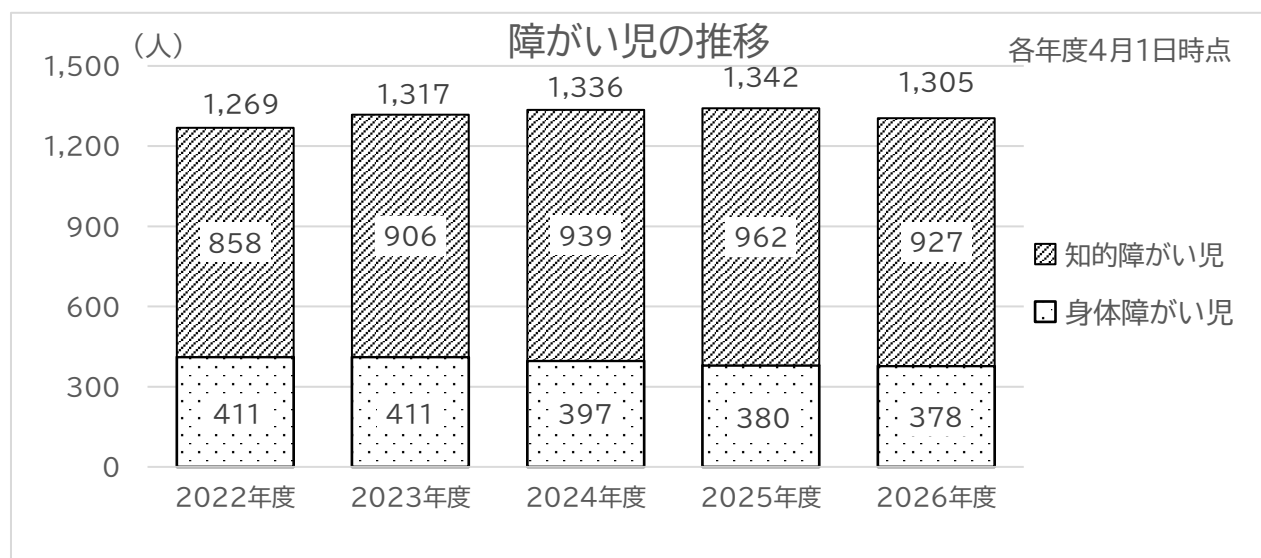


(2) 障がい児の推移と傾向

①障がい児全体の推移と傾向

障がい児は、各障がいに関する手帳を所持している18歳未満を計上しています。

手帳を所持する障がい児は増加傾向にありましたが、2026年度は1,305人で、2025年度をピークに減少に転じています。一方、発達の遅れやつまづきなど、手帳を所持してなくても支援を必要としている子どもも潜在的に存在しています。また、医療的ケア児については、全数の把握に向けた仕組みの構築を進めており、こうした子どもたちの存在や多様化するニーズを的確に捉え、適切な支援につなげていくことが求められています。

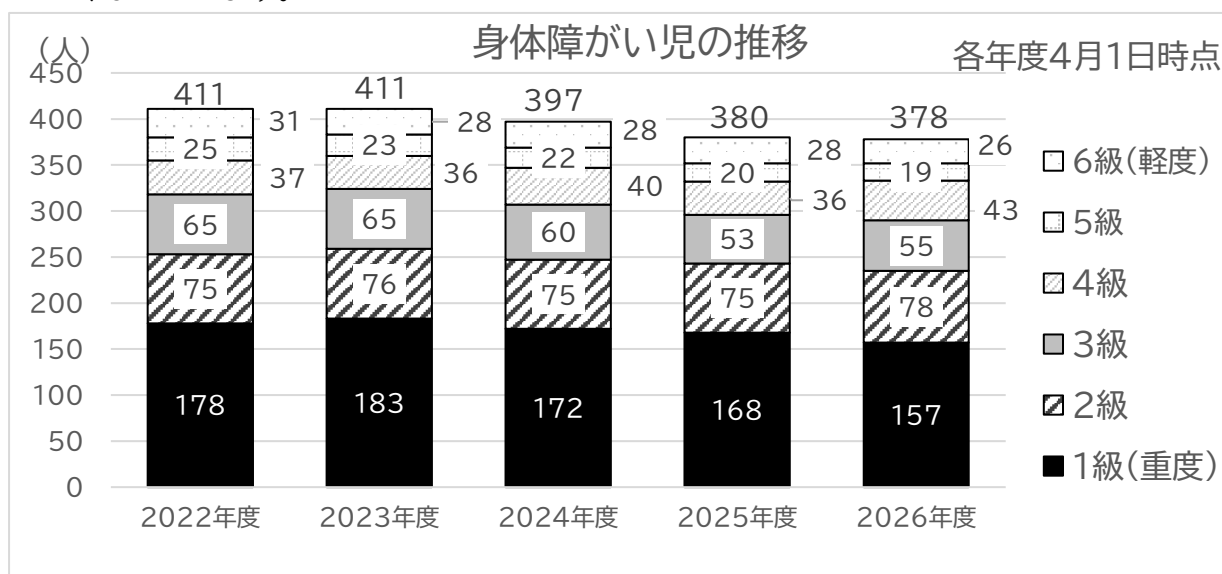


年 度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	伸び率
18 歳未満人口	71,474 人	70,596 人	69,901 人	69,552 人	69,081 人	96.7%
障がい児数	1,269 人	1,317 人	1,336 人	1,342 人	1,305 人	102.8%
身体障がい児	411 人	411 人	397 人	380 人	378 人	92.0%
知的障がい児	858 人	906 人	939 人	962 人	927 人	108.0%

*…伸び率は、2026 年度における 2022 年度比

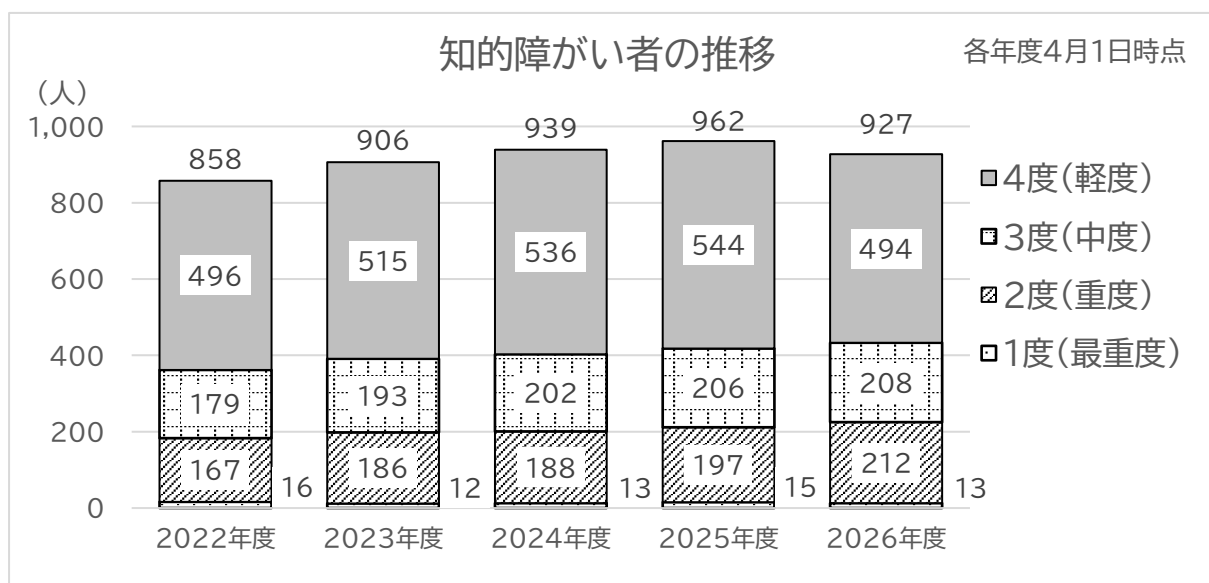
②身体障がい児の推移と傾向

身体障がい児の推移を見ると、2024 年度から微減傾向にあり、2026 年度は 378 人となっています。また、認定別に見ると、1・2 級の占める割合が多く、重度の障がい児が多くなっています。



③知的障がい児の推移と傾向

知的障がい児の推移を見ると、2026 年度においては 927 人となり、2025 年度をピークに減少に転じていますが、4 度（軽度）が減ったことにより、2 度（重度）や 3 度（中度）の障がい児は増加傾向にあります。



2 障がい者計画 2030 における重点項目の振り返り

障がい者計画 2030 においては、基本理念を「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」とし、(1) 相談支援の充実、(2) 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実、(3) 障がいのある人の就労の拡充、(4) 多様な生活の場の整備、(5) 差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進を重点項目と位置付け、取組を進めてきました。

(1) 相談支援の充実

- 基幹相談支援センター※では、相談支援事業所の支援や相談支援専門員の育成を行いました。区内事業所の主任相談支援専門員と連携して、相談支援事業所を訪問してモニタリング※検証を行うなど、相談支援事業所を後方支援しています。
- 相談支援・障害児相談支援の充実のため、板橋区地域自立支援協議会（相談支援部会）や相談支援事業所実務担当者連絡会において、地域の相談支援体制に関する課題を共有しました。関係機関が連携して、相談支援事業所の質の向上に向けて取り組むための、協力体制を確保しています。
- 強度行動障がいの支援体制の構築に向けて、支援ニーズの把握を進めてきました。2024 年度に当事者家族にヒアリングし、2025 年度の区内の相談支援事業所にアンケート調査した結果からは、強度行動障がいに対応した短期入所（ショートステイ）※や共同生活援助（グループホーム）設置へのニーズが高く、旧三園中継所跡地を活用した施設整備においては、強度行動障がいのある方を支援するグループホームの整備を予定しています。
- 板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）※では、精神保健福祉士※や社会福祉士※等による専門相談、グループワークや選択制プログラム等による社会参加支援、発達障がい者の家族を対象とした家族学習会などを実施しており、成人期の発達障がい者に対する総合的な拠点として支援に取り組んでいます。
- 板橋区子ども発達支援センターでは、発達に気がかりのある乳幼児からおおむね 15 歳までの子どもを対象に、公認心理師※や言語聴覚士※、作業療法士※による個別の専門相談を実施しています。また、保護者や支援者を対象とした、子どもの行動、言葉、コミュニケーションなどについての講座を開催し、発達に気がかりのある子どもへの理解と対応を深める取組を実施しています。

(2) 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

- 2025 年度から、医療的ケア児とその家族に寄り添った支援体制として、「医療的ケア児等コーディネーター事業」を開始しました。医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの他分野にまたがる支援の利用を調整し、支援体制の充実に取り組んでいます。また、子ども発達支援センターの中に、医療的ケア児相談窓口を新たに設置し、ライフステージに応じた相談支援を実施しています。
- 重症心身障がい※・医療的ケア児等会議を運営しており、関係者が一同に会して、重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援に関する地域課題や対応策を情報共有し、意見を交換しています。

- 区内には児童発達支援センター※が3か所設置されており、障がい児相談支援や関係機関との連携など、中核的な療育支援施設としての役割を担っています。
- 児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの整備は進んでおり、2024年度と2025年度の2年間で16か所の事業所が新規開設しました。また、2025年度末時点で、重度心身障がい児や医療的ケアを必要とする子どもを受入可能な児童発達支援事業所が2か所、放課後等デイサービスが4か所設置されています。
- インクルーシブ教育システムの構築に向け、個別的知能検査の拡充や特別支援アドバイザーの増員などにより、適切なアセスメントに基づく指導・支援の充実を図ってきました。医師等専門家の相談体制の強化により教員の専門性向上を進めるとともに、学校生活支援員の配置拡充により、障がいのある児童・生徒や特別な支援を必要とする児童・生徒の生活介助と安全確保等の体制整備を進めています。さらに、多様な教育的ニーズに対応するため、自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置に向けた検討を進めています。

(3) 障がいのある人の就労の拡充

- 板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）※を運営し、障がい者の一般就労と職場定着を支援してきました。精神障がいのある人の増加や複雑化する就労ニーズに応えて相談機能を強化するとともに、生活面や医療面を含めた伴走型の就労定着支援※を実施し、安定した就労定着率を維持しています。さらに、地域開拓促進コーディネーターを増員し、障がい者雇用を行う企業へのサポート、就職機会の拡充、実習機会の拡充に取り組んでいます。
- 障がい者活躍推進計画に基づき、区職員の計画的な障がい者雇用に取り組んでいます。障がい政策課の障がい者活躍推進係においては、一般就労へのステップの場として、区の職員として就労する「チャレンジ就労」の採用を拡大してきました。実習生の受入れも拡充し、区職員としての就労体験を増やすとともに、庁内の軽作業や出先施設への派遣業務を通じて、庁内業務改善・効率化に寄与しています。
- また、2025年度からは、チャレンジ就労職員の業務を支援する「障がい者活躍支援員」を配置しています。交流会の実施や新たな執務スペースの確保をとおして、安心して働ける環境づくりを行っています。
- 就労継続支援B型事業所などの工賃※向上に向けて、各施設の業務受注の機会を拡大しました。各施設で生産した自主商品を販売する「スマイルマーケット」では、各種イベント出店やSNSを活用した商品PRにより、売上も着実に増加しています。

(4) 多様な生活の場の整備

- 地域生活支援拠点等については、①緊急時の相談支援体制の整備、②緊急時の受入体制の整備・充実、③一人ぐらしの体験の機会・場の確保、④専門的人材の確保・養成、⑤多様なニーズに対応できる連携体制の構築に向けて、基幹相談支援センターを軸として様々な地域資源を活用しながら面的整備型で整備していくこととし、サービス提供体制の拡充を図っています。

- 板橋キャンパス（都有地活用）※に今後開設予定の障害福祉サービス事業所においては、緊急時の受入対応が可能な短期入所（ショートステイ）、一人ぐらしの体験の機会・場として体験利用できる部屋を1名分確保した共同生活援助（グループホーム）が整備される予定です。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、国の構築支援事業に参加し、保健・福祉・医療関係者による協議の場を設置しました。今後はこの協議の場を活用し、関係者間で連携しながら、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしいくらしをするための地域課題など、検討を進めていくこととなります。
- 水害時の円滑な避難の実現に向けて、「避難行動要支援者※名簿」に記載されている方のうち、荒川・新河岸川浸水域及び土砂災害警戒区域にお住まいの方について、災害危険度の高いところから優先して「個別避難計画※」を作成しています。

（５）差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進

- 2024年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。区民を対象に、法改正の周知用の冊子を配布するとともに、障がいを理由とした差別の禁止や、合理的配慮などについて学ぶ講演会を実施しています。
- 区では、職員が事務や事業を行うにあたり、障がいを理由とした差別を行わず適切に対応するための基本事項や事例を示した「職員対応要領」に基づき、「板橋区障害者差別解消法ハンドブック（板橋区職員向け）」を作成し、職員研修などを通じて実践に向けた周知に取り組んでいます。
- 障がい者福祉施設等の職員向けに、「障がい者虐待※防止研修」を実施しました。また、事業所説明会や連絡会において、障がい者虐待について説明し、板橋区の通報窓口を周知することで、虐待の早期発見、対応に繋げるための体制づくりに取り組んできました。
- 成年後見制度※の利用促進のため、権利擁護いたばしサポートセンターを中心に、権利擁護総合相談、成年後見制度の利用に関する相談や講演会を実施し、区民への普及に取り組んでいます。
- 「障がい者週間記念行事※」や「障がい者理解促進事業」などを通じて、障がい及び障がいのある人に対する理解を促進するとともに、区の窓口ではICTによるコミュニケーション支援機器を導入し、円滑なコミュニケーションを促進しています。

3 障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）におけるサービスの利用状況、取組の振り返り

障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）において示している2024年度と2025年度の2か年における支援の種類ごとの事業量見込みと実績については次のとおりです。

（1）障害福祉サービスの実施状況（第7期障がい福祉計画）

- 訪問系サービスでは、居宅介護※、重度訪問介護※、行動援護※の利用者数が増加しました。居宅介護の伸び率が非常に大きくなっています。また、同行援護※と行動援護は、利用者数・利用時間数ともに実績が見込量を上回っています。
- 日中活動系サービスでは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）※、就労定着支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護の利用者数が増加しました。就労定着支援と就労継続支援（A型・B型）は、利用者数・利用時間数ともに実績が見込量を上回っています。
- 居住系サービスや相談支援では、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援※、計画相談支援の利用者数が増加しており、実績が見込量を上回っています。

（2）地域生活支援事業の実施状況（第7期障がい福祉計画）

- 理解促進研修・啓発事業や手話奉仕員※養成研修事業は、年度ごとに実績人数にばらつきはありますが、事業は着実に実施しています。移動支援事業は、実施事業所数は増加しているものの、利用時間数は減少しています。
- 日常生活用具給付等事業の実利用者数は、見込量を下回っていますが、地域活動支援センター※機能強化事業の実利用者数は、見込量を上回っています。

（3）障がい児向けサービスの実施状況（第3期障がい児福祉計画）

- 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援※、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用者数は、いずれも急増しています。福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用実績は、ほぼ横ばいとなっています。

（4）実施状況を踏まえて

- これまでの区におけるサービス利用状況をもとに、国からの基本指針に示された成果目標を達成するため、活動指標を見込み、計画を策定します。

(5) 板橋区障がい者実態調査の結果

2022 年度に、計画策定の基礎資料として、障害福祉サービスの利用状況や生活実態、障がい者施策の推進に必要なことなどを把握するため、板橋区在住の障がい者（児）、一般区民の方を対象に「板橋区障がい者実態調査」を実施しました。

【調査概要】

調査期間：2022 年 9 月 7 日から 2022 年 9 月 30 日

調査対象：6,000 人

- ・区内在住の障がい者（児）及び一般区民から無作為抽出した 5,800 人
- ・板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）利用者 100 人
- ・手帳を所持していない幼児（児童発達支援事業所利用者） 100 人

回答方法：郵送及びインターネットによる回答

調査区分	配布数 (件)	有効回収 (件)	有効回答率
障がい者（児）	5,000	2,148	43.0%
一般区民	1,000	338	33.8%

「板橋区障がい者実態調査」の結果、明らかになった傾向は次のとおりです。

①障がい者の回答結果の傾向

障害福祉サービスの利用状況は、全体で 3 割強の方が利用していると回答しています。障がい種別では、知的障がいと発達障がいでは 5 割、高次脳機能障がいでは 4 割の方が利用していると回答しています。

利用しているサービスは、居宅介護や生活介護、計画相談支援がほかのサービスより高い傾向にあります。

共生社会実現のため特に注力すべきことは、障がいのある人の一般企業への就労の促進のほか、学校での障がいに関する教育や情報の提供といった理解促進を求める割合が高くなっています。

障がいのある人への理解度は、障がいにより多少のばらつきがあるものの、4 割の方が足りていないと回答しています。

差別や嫌な思いの経験は、高次脳機能障がいや難病では 2 割にとどまる一方、発達障がいでは 6 割、知的障がいと精神障がいでは 5 割前後の方が経験ありと回答しています。

②障がい児の回答結果の傾向

障害福祉サービスの利用状況は、6割弱の方が利用していると回答しています。

利用しているサービスは、放課後等デイサービスが4割と最も高くなっており、計画相談支援、児童発達支援が2割台とほかのサービスより高くなっています。

共生社会実現のため特に注力すべきことは、学校での障がいに関する教育や情報の提供と答えた方が7割を超え、非常に高くなっています。

障がいのある人への理解度は、障がいにより多少のばらつきがあるものの、5割以上の方が足りていないと回答しています。

差別や嫌な思いの経験は、6割以上の方が経験ありと回答しています。

③一般区民の回答結果の傾向

福祉ボランティア活動への関心度は、関心がある方と関心がない方が、それぞれ5割弱となっており、ほぼ半数ずつになっています。

障がい者差別※を見聞きした経験は、経験ありと答えた方が約5割ですが、そのうち1割弱の方が「よくある」と回答しています。

障がいのある人への理解度は、5割の方が足りていないと回答しています。

共生社会実現のため特に注力すべきことは、学校での障がいに関する教育や情報の提供、通常の学級への受入れやインクルーシブ教育システムの推進といった子どもたちの教育のほか、障がいのある人の一般企業への就労の促進といった、障がい者と同様の傾向が見られました。

④障がい種別の回答結果の傾向

ア 身体障がい

日中の過ごし方は、自宅にいる方と働いている方がそれぞれ3割前後を占めており、居宅介護などの在宅サービスを望む割合が高い一方、正社員でほかの職員と勤務条件などに違いがない方が多いことから、就労支援サービスを望む割合は低くなっています。

災害時の困りごとは、避難場所の設備や環境への不安のほか、投薬治療が受けられなくなることや安全な場所への移動が難しいことなどが挙げられています。

幼稚園・保育施設・認定こども園（以下、「園」という。）や学校生活での困りごとは、通うのが大変、トイレなどの設備が整っていないなど、環境に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、通勤が大変との回答が挙げられています。

イ 知的障がい

日中の過ごし方は、特別支援学級※・特別支援学校※に通っている方と福祉施設・作業所などに通っている方がそれぞれ約3割を占めており、放課後等デイサービスのほか、計画相談支援や地域移行支援※、地域定着支援、行動援護など地域生活に関連するサービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、約6割の方が安全な場所への移動が難しいほか、約5割の方から周

囲とのコミュニケーションがとれないことが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、通うのが大変、トイレなどの設備が整っていないなど環境に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、職場の人間関係に関することが挙げられています。

ウ 発達障がい

日中の過ごし方は、回答者は若年層の方が多く、平日、特別支援学級・特別支援学校に通っている方が約3割を占めており、児童発達支援のほか、就労移行支援[※]や就労定着支援などの就労支援サービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、周囲とのコミュニケーションがとれないほか、避難場所の設備や環境への不安などが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、先生の理解や配慮が足りない場合があることや、障がいに対する理解や配慮が引き継がれないなど、先生の専門性や人材育成に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、職場の人間関係に関することが挙げられています。

エ 精神障がい

日中の過ごし方は、自宅にいる方が約4割を占めているため、計画相談支援や居宅介護などの在宅サービスのほか、地域移行支援や地域定着支援などの地域生活に関連するサービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、約6割の方から投薬や治療が受けられないことが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、先生の理解や配慮が足りない場合があることや、障がいに対する理解や配慮が引き継がれないといった、先生の専門性や人材育成に関するもののほか、まわりの児童・生徒たちの理解が得られにくいことが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、職場の人間関係や障がいに対する職場の理解不足が挙げられています。

オ 高次脳機能障がい

日中の過ごし方は、自宅にいる方が約3割を占めており、自立訓練のほか、就労移行支援のサービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、災害時ひとりでの避難ができない方が約6割を占めている中、安全な場所への移動が難しいことが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、回答者数が少ないため分析することはできませんが、まわりの児童・生徒たちから障がいに対する理解が得られにくいことが挙げられています。

仕事上での困りごとは、回答者数が少ないため分析することはできませんが、通勤が大変であることが挙げられています。

力 難病

日中の過ごし方は、働いている方が約4割、自宅にいる方が約3割を占めており、居宅介護や生活介護などの在宅サービスを望む割合が高い一方、正社員でほかの職員と勤務条件などに違いがない方が多いことから就労支援サービスを望む割合は低くなっています。

災害時の困りごとは、災害時ひとりでの避難ができない方は約2割でほかの障がい者に比べて低いものの、投薬や治療が受けられないことや、避難場所の設備や環境への不安が挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、通うのが大変であるほか、先生の理解や配慮が足りない場合があるといった、先生の専門性に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、通勤時間・日数が多く体力的に不安であることが挙げられています。

(6) 障害福祉サービス費用の推移

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
決算額	13,785,253 千円	15,098,388 千円	16,026,529 千円

障害福祉サービスに係る費用は、高齢化や障がいの重度化による1人あたり給付費の増加や、自立支援給付費の報酬改定などを背景に増加しており、当面の間は同様に増加が続くと見込んでいます。

一方、区の財政は、これまで、特別区民税の増収などによる堅調な歳入環境が見込まれていましたが、国による不合理な税制改正の恒常化に加え、物価上昇などの懸念も山積しており、老朽化が進む公共施設の更新需要などを考慮すると、緊張感を持って対処しなければならない状況です。特に、事業を総合的・体系的に推進するためには、重点的かつ安定的に財源を配分していく必要があります。

そのため、次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間である2027年度から2029年度はもとより、将来を見越し、事務事業一つひとつについて、効果や効率性を見極めつつ、創意工夫を重ね、サービスの質の維持・向上を図っていきます。

第2部



板橋区障がい者計画 2030

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 戦略的な展開
- 4 施策の体系
- 5 板橋区障がい者計画 2030 における重点項目
- 6 基本目標に基づく施策の展開

2 板橋区障がい者計画 2030

ともに創る だれもが自分らしく 安心して暮らし続けられるまち 板橋

本計画のめざす、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながらくらすことができる「地域共生社会」の実現に向け、基本理念・基本目標・施策・事業を体系的に整理し、計画的に取り組を進めていきます。

また、区において解決すべき優先課題やニーズの高い事項については、国の基本指針なども踏まえ、重点項目と位置付け、対応を図っていきます。

基本理念

創造都市（Creative City）として、障がいの有無にかかわらず、地域の中で自分らしく安心して暮らし続けられる環境づくりを推進することとし、基本理念は「ともに創る だれもが自分らしく安心して暮らし続けられるまち 板橋」とします。

基本目標

本理念の実現をめざし、「ひと（個人）」「まち（地域）」「みらい（しくみ）」の視点に着目した3つの基本目標を設定し、基本目標に基づく施策の展開を図っていきます。

板橋区障がい者計画 2030 における重点項目

本計画の策定にあたり整理した障がい者の現状や、前計画の進捗評価により明らかになった課題、板橋区障がい者実態調査等に基づくニーズ及び国の基本指針などを踏まえ、計画期間に重点的に取り組むべきことを「重点項目」として5つ位置付けています。

【5つの重点項目】

- ① 相談支援の充実
- ② 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実
- ③ 障がいのある人の就労の拡充
- ④ 多様な生活の場の整備
- ⑤ 差別解消・権利擁護の推進と地域交流

基本目標に基づく 施策の展開

施策の展開に向け、前計画において成果を挙げるなど、継続的に取り組んでいく事業のほか、今回明らかになった課題の解決に資する事業を計画事業として選定しています。

第2部 板橋区障がい者計画 2030

1 基本理念

基本理念 ともに創る だれもが自分らしく 安心して暮らし続けられるまち 板橋

板橋区は、区民一人ひとりの創意を原動力とし、あたたかでやさしいつながりを創り出す創造都市（Creative City）です。上位計画である地域保健福祉計画の基本理念「地域でつながり支え合う だれもが安心して暮らせる共生のまち いたばし」をめざし、本計画にもとづいて、障がいがあっても、地域の中で多様なつながりを持ちながら、自分らしく安心して暮らし続けられるまち「板橋」を実現していきます。そして、その実現に向けて、区民、関係機関、団体、事業者、区などの主体が共創する基盤を整えていきます。

これまでの障がい者計画では、「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」を掲げてきました。今回の一部改訂においてもめざすまちの姿は変わりませんが、創造都市（Creative City）の視点をより明確にし、めざすまちの実現に向けて多様な主体が自主的かつ積極的に活動を行い、地域の価値創出、課題解決、人と人との交流につなげ、その取組を継続していくための指針と位置付けることとし、基本理念を

「ともに創る だれもが自分らしく 安心して暮らし続けられるまち 板橋」へと改定します。

2 基本目標

基本理念を具現化するために、「ひと（個人）」「まち（地域）」「みらい（しくみ）」の視点に着目し、次の3つの基本目標を設定し、基本目標に基づく障がい者施策の展開を図っていきます。

基本目標1 「自分らしい暮らしを支える」支援体制の整備

基本目標2 「安心して暮らし続けられる」社会基盤の整備

基本目標3 「ともに共生社会を実現する」地域環境の整備

創造都市
(Creative City)

【基本目標1】 「自分らしい暮らしを支える」支援体制の整備

障がいのある人が自分らしく生き生きと豊かにくらしていくためには、生活や生き方を自ら選択・決定し、その人に合った支援を適切に活用できる環境が重要です。

このため、本人の意思決定を尊重した相談支援により、必要なサービスへ円滑につながるとともに、区をはじめ関係機関同士が連携しながら、障害福祉サービスの充実と質の向上に取り組みます。

また、障がいの特性に応じたきめ細かな支援や、障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築することで、「自分らしい暮らしを支える」支援体制づくりを進めます。

【基本目標2】 「安心して暮らし続けられる」社会基盤の整備

障がいのある人が地域で安心して暮らし続けるためには、一人ひとりの多様な生き方や価値観が尊重され、それを支える社会基盤が整っていることが重要です。

このため、経済的な自立を支える就労の機会の拡大や地域で安定して生活できる居住の場の確保を進めます。

また、障がいのある人とその家族が安心して生活を継続できるよう、家族（きょうだい児※を含む）への支援体制の充実を図るとともに、災害時をはじめとした非常時においても、安全で安心な暮らしが維持できる環境整備に取り組みます。

ユニバーサルデザイン※推進計画 2035 では、めざす将来像を「ともに考え、ともに創る、だれもが心地よく暮らし、すごせるまち 板橋」として、だれもが安心して快適に移動や利用ができる「まち」「暮らし」づくりに取り組んでいます。ユニバーサルデザインの推進によって、障がいのある人もあらゆる場面で社会参加できる環境づくりを進めます。

【基本目標3】 「ともに共生社会を実現する」地域環境の整備

障がいのある人もない人も、創造都市（Creative City）「板橋」の一員であり、ともにつながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けることができる地域の環境を整えていくため、ノーマライゼーション※の普及や、障がいのある人の社会参加の場づくりを進めます。

そのため、虐待防止や差別の解消などの権利擁護を推進するとともに、意思疎通支援※や地域における交流機会の充実によって、障がいのある人への理解を促進します。

また、障がいのあるなしに関わらず、交流を深めることができる文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の場の提供・支援を行い、障がいのある人の生活がより充実したものとなるような取組を進めます。

3 戦略的な展開

3つの基本目標の実現に向けては、障がいのある人一人ひとりの生活を支える視点に加え、地域全体としての支え合いの仕組みや社会環境の整備を総合的に進めていく必要があります。

そのため、「いたばし No. 1 実現プラン 2028」において明示されている3つの戦略の視点を取り入れ、相互に連動させながら、施策を戦略的に展開していきます。

ウェルビーイング戦略

すべての人が心身ともに健やかで、自分らしく暮らし続けられるまちをめざします。子どもから高齢者まで世代や背景を問わず、障がいがあってもなくても、誰もがつながり、支え合いながら笑顔で暮らせるやさしいまちを実現します。

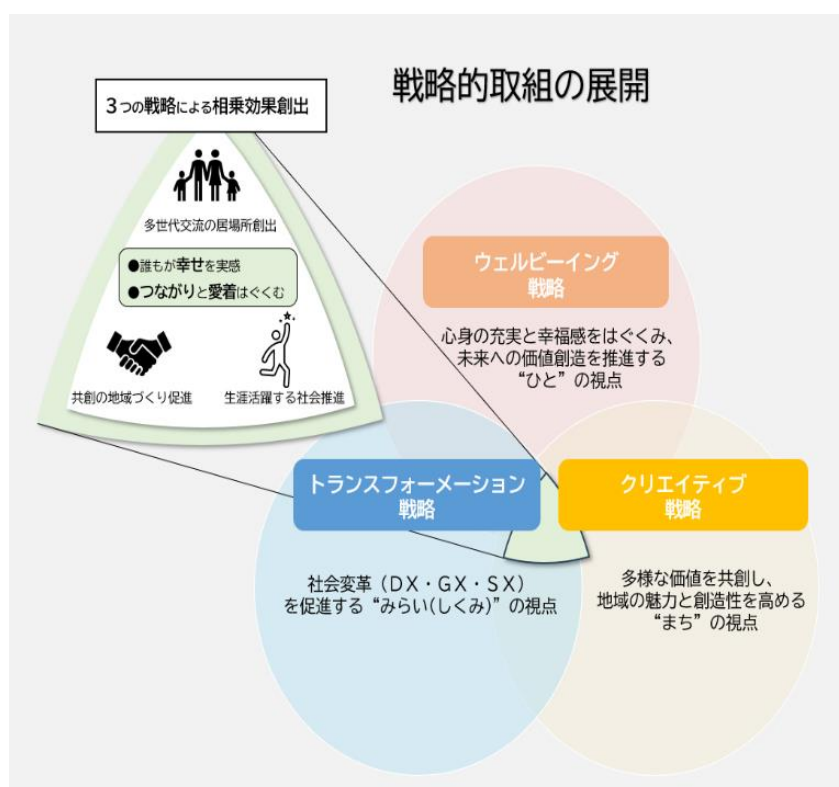
クリエイティブ戦略

多様な主体が連携し、障がいのある人の視点も活かして創意工夫を図りながら、ユニバーサルデザインなどによるまちの魅力を創造するとともに、地域の自然・歴史・文化・ものづくりの技術などを大切に、新しい価値を生み出す活気あふれるまちを実現します。

トランスフォーメーション戦略

デジタル技術やデータを活用し、障がいの特性に応じた情報取得や意思疎通、サービス利用のしやすさを向上させるなど、区民生活の質の向上を図ります。また、未来に向けた持続可能で強靱な区政運営と、地域社会の変革を促進します。

災害時を含めた非常時においても、障がいのある人への切れ目のない支援が提供できる体制を構築するなど、多様性と包摂性に富んだ地域づくりを進め、誰もが安全・安心かつ便利に暮らせる持続可能な社会の実現を進めます。



4 施策の体系

基本理念 ともに創る だれもが自分らしく 安心して暮らし続けられるまち 板橋

基本目標 1 「自分らしい暮らしを支える」支援体制の整備

施策 1 相談支援の充実

1-1-1
相談支援体制の充実

1-1-2
相談機関の連携強化

調整中
(素案でお示しします)

施策 2 障がい福祉サービスの充実と質の向上

1-2-1
障がい福祉サービスの充実

1-2-2
事業所等の人材育成の推進・人材の確保

1-2-3
障がい者福祉センターの運営

調整中
(素案でお示しします)

施策3 特性に応じた支援の充実

1-3-1
高次脳機能障がい・
難病への支援

1-3-2
強度行動障がいへの
支援

1-3-3
発達障がい者への支
援の充実

1-3-4
医療的ケアを必要と
する人への切れ目の
ない支援の充実

1-3-5
精神障がい者への支
援の充実

1-3-6
依存症対策の推進

調整中
(素案でお示しします)

施策4 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

1-4-1
乳幼児期の療育・保
育・教育の充実

1-4-2
学齢期教育・放課後
対策の充実

1-4-3
障がい児支援におけ
る縦横連携の強化

調整中
(素案でお示しします)

基本目標2 「安心して暮らし続けられる」社会基盤の整備

施策1 障がいのある人の就労の拡充

2-1-1
就労の促進と定着支
援の充実

2-1-2
通所施設等の充実

調整中
(素案でお示しします)

施策2 多様な生活の場の整備

2-2-1
多様な居住の場の整
備・暮らしやすい住
宅の確保

2-2-2
地域生活支援拠点等
の整備

調整中
(素案でお示しします)

施策3 家族への支援体制の構築

2-3-1
家族支援体制の構築

2-3-2
きょうだい児支援体制の構築

調整中
(素案でお示しします)

施策4 災害時等の支援体制の確立

2-4-1
安心・安全な暮らしの確保

2-4-2
災害時の支援体制の確立

調整中
(素案でお示しします)

施策5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

2-5
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

調整中
(素案でお示しします)

基本目標3 「ともに共生社会を実現する」地域環境の整備

施策1 差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進

3-1-1
障がい者差別解消の
推進

3-1-2
虐待防止と権利擁護
の促進

3-1-3
障がい及び障がいの
ある人に対する理解
の促進

3-1-4
意思疎通支援の充実

3-1-5
地域交流機会の確保

調整中
(素案でお示しします)

施策2 文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進

3-2-1
文化芸術・余暇活動
の充実

3-2-2
ユニバーサルスポー
ツの推進

調整中
(素案でお示しします)

施策3 行政サービス等における配慮の推進

3-3
行政サービス等にお
ける配慮の推進

調整中
(素案でお示しします)

5 板橋区障がい者計画 2030 における重点項目

本計画では、2025 年に策定した「板橋区基本構想」における福祉・介護のめざす姿や「いたばしNo.1 実現プラン 2028」に掲げる（１）ウェルビーイング戦略、（２）クリエイティブ戦略、（３）トランスフォーメーション戦略の３つの戦略の方向性を踏まえつつ、福祉に関する上位計画である「板橋区地域保健福祉計画 2030」が掲げる地域共生社会の実現を念頭に置き、関連する個別計画との整合を図っています。

このほか、障がい者・児の推移等の社会情勢の変化、国の基本方針の改正や都の動向を注視し、複数分野の専門家の助言・提言などを踏まえ、次の項目を重点項目と位置付け、取組を進めていきます。

6 成果指標の設定について

重点項目において、以下のとおり成果指標を設定します。

調整中
(素案でお示しします)

重点項目1 相談支援の充実（基本目標1）

障がいのある人の多様化や複雑化するニーズに対応し、本人の意思決定を尊重しながら必要な支援につなぎ、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続できるよう、相談支援の充実を図る必要があります。

そのため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能である障害者相談支援事業（委託相談）の充実、特定相談支援事業（計画相談）の質の向上に向けた支援体制の強化、障がい児相談支援の中核的な役割を担う支援施設である児童発達支援センターの機能充実に取り組みます。

また、障がい者相談支援においては、基幹相談支援センターを中心に、障がい児相談支援においては児童発達支援センターを中心に、行政の各相談窓口と連携しながら重層的支援体制を確保するとともに、地域の関係機関との連携を強化しながら、相談支援の充実に取り組んでいきます。

重点項目2 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実（基本目標1）

障がいのある子どもの支援においては、乳幼児、学齢期、青年期など、ライフステージに応じた支援が継続的に提供されることで、健やかな成長が期待されます。

障がいの特性に応じた切れ目のない支援（縦の連携）と、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等と連携した支援（横の連携）により、子どもの成長発達を保障する適切な支援が提供されるよう、板橋区地域自立支援協議会（障がい児部会）などを活用した、支援体制の構築に取り組みます。

特に、重症心身障がい児や医療的ケアの必要な子どもについては、「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」などを踏まえて受入体制を検討し、必要な体制の確保に取り組みます。

また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、互いに個性を尊重しながらともに学び、成長できる包摂的な環境づくりを推進するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた必要な支援ができる体制の構築を進めていきます。

重点項目3 障がいのある人の就労の拡充（基本目標2）

障がい者就労においては、障がいのある人が自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けられる環境の構築が重要です。2025年10月に開始した、就労アセスメントの手法を活用した障害福祉サービス「就労選択支援」の活用などにより、就労の定着に向けた取組を推進していきます。

また、チャレンジ就労を拡充するとともに、障害者就業・生活支援センター※（ワーキング・トライ）などの関係機関と連携を強化しながら、障がいのある人のニーズに合わせたさらなる就労支援・職場定着支援の充実を図っていきます。

さらに、就労継続支援B型事業所などで働く障がい者の工賃向上につながるよう、自主生産品の販売や共同受注を支援していきます。

2025年4月に施行された改正障害者雇用促進法※により、特定の業種において法定雇用率※の適用を一部緩和する除外率が、除外率設定業種ごとに10%引き下げられました。障がいのある

人がこれまで以上に多様な業種に就労することが見込まれており、多様な主体が共創する基盤へつながることが期待されます。

重点項目4 多様な生活の場の整備（基本目標2）

高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据え、親の支援を前提とせず、本人が尊厳を持って地域でくらすよう、サービスの拡充が求められています。

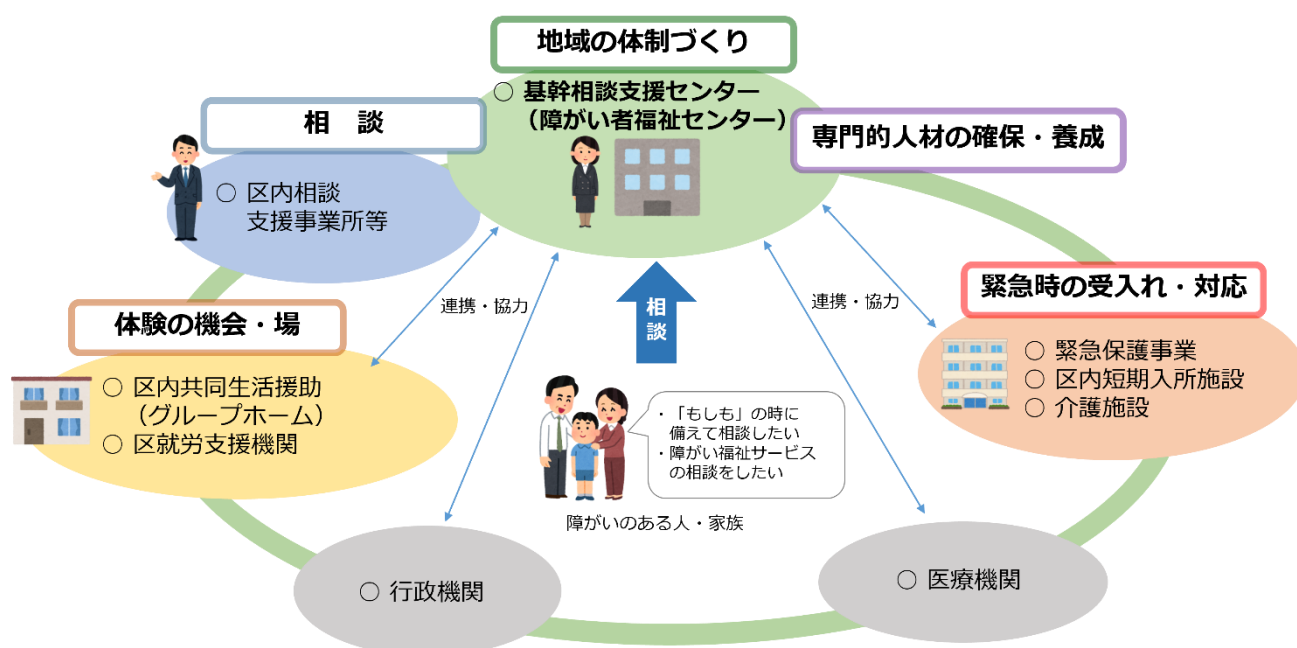
地域生活支援拠点機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実や、重度重複障がい者が利用できるグループホームの整備等、地域資源を活用しながら、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に取り組みます。

このほか、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備として、関係者間の連携体制を構築するため、協議の場を活用した地域課題の検討に取り組みます。

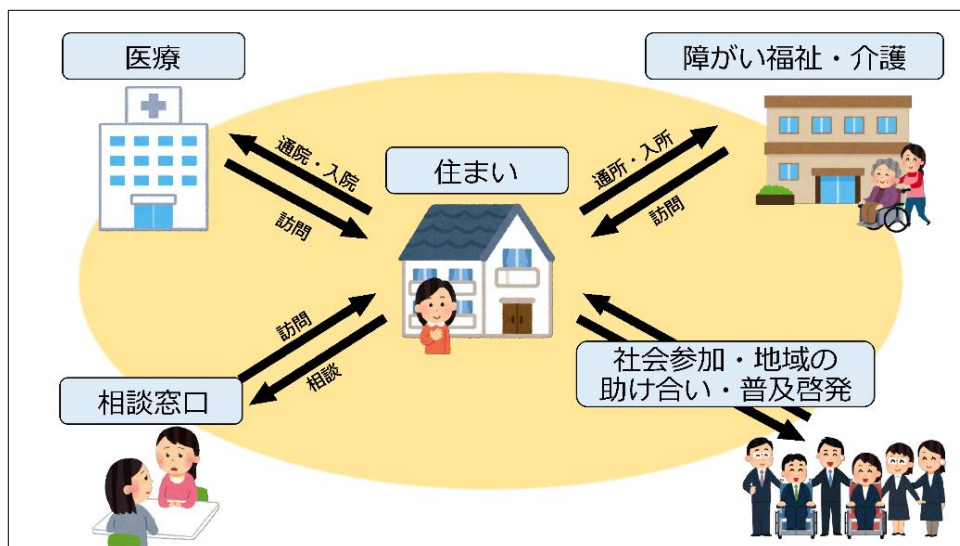
また、近年の災害において、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされ、個別避難計画の作成を市町村の努力義務と定めた改正災害対策基本法が2021年に施行されました。災害時のすみやかな避難を支援し、地域で安心してくらすしていくためにも、避難行動要支援者の個別避難計画の作成や、年1回の更新に取り組んでいきます。

【板橋区の地域生活支援拠点等の整備イメージ】

～住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、「もしも」の時に備える地域をめざして～



【地域包括ケアシステムの構築イメージ】



重点項目5 差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進（基本目標3）

板橋区は、障がいのある人もない人もともにつながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けることができるまちをめざしています（板橋区基本計画 2035）。

これらを実行するためには、障がいや障がいのある人に対する理解の醸成が必要であり、子どもの頃から学ぶ機会を創出し、普及啓発の促進を図ることで、地域全体で見守り、対応できる環境・地域づくりに取り組みながら、障がい者差別や虐待のない誰もが社会とのつながりを実感できる包摂的な環境を整えていきます。

特に、障がい者差別や虐待は、障がいのある人の尊厳を侵害するものであり、未然防止や解消を強く推し進めていきます。

第3部 障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）



第1章 障がい福祉計画（第8期）

- 1 障がい福祉計画（第8期）の位置付け
- 2 2029年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策
- 3 障害福祉サービスの必要量の見込みと確保の方向性
- 4 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方向性
- 5 障がい福祉計画（第8期）におけるサービス見込量一覧

3-1 障がい福祉計画（第8期）

障がいのある人の地域生活の支援の充実をめざして

障がい福祉計画（第8期） の位置付け

国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

障害者総合支援法に基づく法定の計画であり、2027年度から2029年度までを期間とし、障がい者計画2030の後半の実施計画に相当する計画です。

2029年度の目標値の設定 と目標達成に向けた方策

地域生活支援拠点等が有する機能をはじめとした地域生活支援の充実や、障害福祉サービス等の質の向上など、6項目に係る16の目標を設定するとともに、目標達成に向けた方策を位置付け、取組を進めていきます。

障害福祉サービスの 必要量の見込みと 確保の方向性

目標の達成に向け、利用実績や傾向などを踏まえ、障害福祉サービスの種類ごとに、必要となるサービスの見込量を設定します。

利用者のニーズやサービスを提供する事業者等の動向などを注視しながら、区内及び近隣自治体を含めた地域全体で提供体制を確保していきます。

地域生活支援事業の 必要量の見込みと 確保の方向性

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人などが自立した日常生活や社会生活が営めるよう実施する地域生活支援事業について、サービスの見込量を定め、見込量の確保及び利用者ニーズに即した事業の充実に取り組みます。

障がい福祉計画（第8期） におけるサービス見込量 一覧

障害福祉サービス及び地域生活支援事業において必要となるサービスの見込量について、一覧にまとめ掲載します。

第3部 障がい福祉計画（第8期）・障がい児福祉計画（第4期）

第1章 障がい福祉計画（第8期）

1 障がい福祉計画（第8期）の位置付け

障がい福祉計画（第8期）は、障害者総合支援法第88条に基づき、2027年度から2029年度までを期間とする、市町村障害福祉計画です。

国の基本指針に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定めるものです。項番2では、この指針に基づいた目標値等を設定しています。

2 2029年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

2025年度末時点の施設入所者のうち、共同生活援助（グループホーム）、一般住宅等に移行する者の数について様々なデータを活用しながら把握し、そのうえで2029年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定は、以下の2点を基本とされています。

- ① 地域移行者数：2025年度末施設入所者数の6%以上
- ② 施設入所者数：2025年度末の5%以上削減

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

次の5点を目標値として設定することとされています。

- ① 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ② 精神病床における1年以上入院患者数
- ③ 精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下
- ④ 心のサポーター※数：2033年度末までに100万人以上
- ⑤ K6※による住民のこころの状態を把握

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

次の6点を目標値として設定することとされています。

- ① 一般就労への移行者数：2024年度の1.31倍以上
(うち、就労移行支援事業：1.14倍以上、就労継続支援A型事業：1.52倍以上、就労継続支援B型事業：1.67倍以上)
- ② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ③ 就労定着支援事業の利用者数：2024年度の1.47倍以上
- ④ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ⑤ 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。2029年度の就労選択支援利用者を82,000人以上
- ⑥ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

(4) 地域生活支援の充実

各市町村において地域生活支援拠点等を整備(相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本としています。

また、強度行動障がいの状態にある人に関し、各市町村又は各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとされています。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、2029年度末までに、各市区町村に基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、地域自立支援協議会の設置・整備を行い、これらを連携させることとされています。板橋区地域自立支援協議会(相談支援部会)を活用しながら、個別事例の支援内容の検証・検討を実施することで、相談支援体制の充実に取り組みます。

また、セルフプランに関する分析を行い、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることで、2029年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とします。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

障がい福祉人材の確保・定着を図ることは重要であり、都道府県において、障がい地域のニーズを踏まえた計画的な専門人材の確保や生産性向上に関するワンストップ窓口と、生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、相互の連携を図ることとされています。

また、都道府県において相談支援専門員研修を実施することとされています。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくために、都道府県が実施する研修の活用や適切な指導監査を実施することで、障害福祉サービスの質の向上に取り組むこととされています。

また、都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とすることとされています。

【障がい福祉計画（第8期）における計画目標】

項 目	国の基本指針	目 標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	施設入所からの地域移行者数 施設入所者数	調整中 (素案でお示しします)
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の推進	
	心のサポーター数	
	K6により住民のこころの状態の把握の推進	
福祉施設から一般就労への移行等	一般就労移行者数	
	就労移行支援利用終了者に占める、一般就労へ移行した者の割合5割以上の事業所数	
	就労定着支援事業利用者数	
	就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数	
	就労選択支援事業所の設置及び就労選択支援利用者数	
地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の整備・充実	
	強度行動障がいの支援ニーズ把握・支援体制整備の推進	
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	
	地域のサービス基盤の開発・改善	
	のぞまないセルフプランをゼロとするための取組	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害福祉サービス等の質の向上	

第3部 障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）



第2章 障がい児福祉計画（第4期）

- 1 障がい児福祉計画（第4期）の位置付け
- 2 2029年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策
- 3 障がい児向けサービスの必要量の見込みと
確保の方向性
- 4 障がい児福祉計画（第3期）における
サービス見込量一覧

3-2 障がい児福祉計画（第4期）

障がいのある子どもの地域社会への参加・ 包容（インクルージョン）を推進するために

障がい児福祉計画 （第4期）の位置付け

国の基本指針に基づき、障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

児童福祉法に基づく法定の計画であり、2027年度から令和2029年度までを期間とする、障がい者計画2030の後半の実施計画に相当する計画です。

2029年度の 目標値の設定と目標達成 に向けた方策

地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築や、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保や医療的ケア児支援に関する事項など、国の基本指針に基づき、8つの目標を設定するとともに、目標達成に向けた方策を位置付け、取組を進めていきます。

障がい児向けサービスの 必要量の見込みと 確保の方向性

目標の達成に向け、利用実績や傾向などを踏まえ、障がい児向けサービスの種類ごとに、必要となるサービスの見込量を設定します。

利用者のニーズやサービスを提供する事業者等の動向などを注視しながら、区内及び近隣自治体を含めた地域全体で提供体制を確保していきます。

障がい児福祉計画 （第4期）における サービス見込量一覧

障がい児向けサービスにおいて必要となるサービスの見込量について、一覧にまとめ掲載します。

第2章 障がい児福祉計画（第4期）

1 障がい児福祉計画（第4期）の位置付け

障がい児福祉計画（第4期）は、児童福祉法第33条の20に基づき、2027年度から2029年度までを期間とする、市町村障害児福祉計画です。

国の基本指針に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定めるものです。項番2では、この指針に基づいた目標値等を設定しています。

2 2029年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

（1）4つの中核機能を確保、インクルージョン推進のための協議の場の設置

2024年4月の改正児童福祉法の施行に伴い、児童発達支援センターの中核的役割が明確化されたことを踏まえ、児童発達支援センター等における中核的な支援機能を確保することとされています。

また、共生社会の形成促進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにするため、インクルージョン推進のための協議の場を設置することとされています。

（2）難聴^{*}児支援のための中核的機能を有する体制の確保

保育、保健医療、教育、当事者等を含む関係機関等との連携は極めて重要であり、都道府県においては、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育等につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育等に至るまでの支援を遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることとされています。

（3）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように2029年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に1か所以上確保することを基本としています。

(4)医療的ケア児等支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、2029 年度末までに、都道府県において、医療的ケア児支援センターの設置や、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することとされています。また、各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

(5)障がい児入所施設に入所する児童の大人にふさわしい環境への移行調整の協議の場の設置

2012 年に施行された改正児童福祉法において、障がい児入所施設に入所している児童は、18 歳になると就労支援施策や自立訓練などを通じて地域移行を促進するなど、より適切な支援を行っていくため、障害福祉サービスなどの障がい者施策で対応することとされました。しかし、強度行動障がいなどの障がい特性により、移行先の調整や受け皿となる資源が不足していることで、円滑な移行が進んでいない現状があります。

そのため、2029 年度までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本としています。

(6) 障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保

障がい児等に係る相談支援の在り方については、「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた相談支援体制の構築を図りつつ、児童福祉法の障害児相談支援に結びついていない障がい児とその家族を支援する観点から、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、ライフステージを通じた伴走的な相談支援体制を確保することとされています。

(7)強度行動障がいの状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備

障がい児支援において受入れが困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲ある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もあることを踏まえ、都道府県において支援ニーズの把握やニーズに基づく支援体制の整備をすることとされています。

【障がい児福祉計画（第4期）における計画目標】

項目	国の基本指針	目標
障がい児支援の提供体制の確保	4つの中核機能を確保	調整中 (素案でお示しします)
	インクルージョン推進のための協議の場の設置	
	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	
	医療的ケア児等支援の協議の場の設置	
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	
	障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保	

用語集

あ行

意思疎通支援

障がいのある人と障がいのない人の意思疎通を支援するため、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成などを行う制度。

板橋キャンパス（都用地活用）

かつて東京都老人医療センター、東京都老人総合研究所、東京都板橋老人ホーム、東京都板橋ナースিংホームがあった東京都用地（板橋区栄町 35 番 2 号）を活用し、地域のニーズに合致した障害福祉サービス事業所を整備する事業。

板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）

障がい者等の一般企業への就労の機会を広げ、就労後も安心して働き続けられるように、専任のコーディネーターが就労や生活に関する相談・支援を行うほか、障がいのある人の雇用を推進する企業の相談などを行う機関。

板橋区地域自立支援協議会

学識経験者、障がい当事者、障がい者団体、区内福祉施設関係者、就労関係者などを委員として構成された協議会で、区内に居住している障がい者（児）が豊かにくらすことのできる地域づくりに関し、定期的に協議を行う協議体。

板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）

発達障がい者及びその家族に対する専門的相談・助言を行い、発達支援及び就労の支援、関係機関や団体などへの情報提供、研修、連絡調整などを総合的に行う専門的な機関。

一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用契約による企業への就労をいう。

医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている、経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な生活援助行為のこと。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を最大限度まで発達させる、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的とし、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。また、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が求められている。（文部科学省内・中央教育審議会による）

インクルージョン

直訳すると、包含（包み込む・中に含む）という意味。「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」という、誰も排除されず、全員が社会に参画する機会をもつ、という考え方がある。

か行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）などを行う機関。

きょうだい児

重い病気や障がいのある兄弟姉妹のいる子ども。

共同生活援助（グループホーム）

地域において自立した日常生活を営むうえで、食事・入浴などの介護や相談などの日常生活上の支援が必要な障がいのある人が、世話人などの支援を受けながら生活するサービス。

強度行動障がい

直接的な他害（噛み付き、頭突きなど）や間接的な他害（睡眠の乱れ、特定の物や状況への固執など）及び自傷行為などが「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指し、家庭で通常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態。生来的な障がいではなく、児童期からの適切な支援や本人の特性に合った環境調整等によって、状態が大きく改善され得る。

居宅介護

自宅で入浴やトイレ、食事の介助や、家事の支援などを行うサービス。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子ども又は、毎日の通所が体力的に難しい、地域に通える児童発達支援事業所・放課後等デイサービスが不足している等により、希望する日数の通所による療育支援が受けられない子どもについて、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

計画相談支援

障がいのある人に対し、心身の状況や環境などを踏まえ、利用するサービス内容を定めた計画の作成や見直しを行うサービス。

言語聴覚士

言語障がい（失語症、構音障がい、高次脳機能障がい）や聴覚障がい、ことばの発達の遅れ、声や発声の障がいなど、ことばによるコミュニケーションの問題の本質や発現のメカニズムを明らかにし、対処法を見出すための検査・評価を実施し、必要に応じて訓練・指導・助言・その他の援助を行う。さらに、医師や歯科医師の指示のもと、嚥下訓練や人工内耳の調整なども行う。言語聴覚士国家試験に合格し、免許を持つ専門職。

権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

K6

アメリカで開発された、精神疾患疑いがある人を拾い出すための、自記式スクリーニング尺度。

高次脳機能障がい

ケガや病気により脳に損傷を負うことで、次のような日常生活又は社会生活に制約がある状態のこと（国立障害者リハビリテーションセンターのホームページより）。

- ①記憶障がい…物の置き場所を忘れる、新しいできことが覚えられない、同じことを繰り返し質問する等
- ②注意障がい…ぼんやりしていてミスが多い、ふたつのことを同時に行うと混乱する、作業を長く続けられない等
- ③遂行機能障がい…自分で計画を立ててものごとを実行することができない、人に指示してもらわないと何もできない、約束の時間に間に合わない等
- ④社会的行動障がい…興奮する・暴力を振るう、思い通りにならないと大声を出す、自己中心的になる等

このほか、医学的には失語（言いたい言葉が出てこない、聞こえていてもその意味がわからない

等)などの症状もある。

工賃

就労継続支援B型などの就労支援を通じて生産活動を行った人に対して支払われるお金のこと。

行動援護

知的障がい・精神障がいにより、自己判断能力が制限されている人に、危機回避のために必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービス。

公認心理師

保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する人や関係者に対する相談・助言や援助等を行う。国の公認心理師登録簿への登録を受けている心理専門職。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過重な負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

心のサポーター

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた事業のひとつで、養成研修を受講した人。身近な人のこころの不調に気づき、正しい知識と理解に基づき傾聴を中心とした支援を行う。

個別避難計画

障がいのある人や高齢者など、災害時に一人では避難することが困難な人（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなどをあらかじめ記載したもの。板橋区では、災害の中でも水害リスクに特化した個別避難計画を作成している。

さ行

作業療法士

リハビリテーション医療の分野において、身体機能の治療だけではなく、食事・着替えなどの生活に欠かせない行為の訓練や、社会に参加・復帰するための訓練、さらに精神・心理面の領域についてもかかわる。作業療法士国家試験に合格し、免許を持つ専門職。

施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対し、夜間や休日の入浴・トイレ・食事の介助などを行うサービス。

肢体不自由

上肢切断、上肢機能障がい、下肢切断、下肢機能障がい、体幹機能障がい及び運動の機能障がい。

児童発達支援

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識技能の付与又は集団生活適応のための訓練などの支援を行う福祉サービス。このほか、居宅訪問型の児童発達支援がある。

児童発達支援センター

地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識技能の付与又は集団生活適応のための訓練などを行うとともに、施設が有する専門機能を活用し、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への支援・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。区内には 2026 年 6 月時点で、加賀福祉園児童ホーム、東京 YWCA キッズガーデン、ココロネ板橋の 3 か所がある。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、心身に障がいのある人や、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、関係者との連携・調整や援助などを行う。国の社会福祉士登録簿への登録を受けている専門職。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複している状態。

重度訪問介護

重度の障がいでもいつも介護が必要な人に、自宅での家事援助や入浴・トイレ・食事の介助、外出時の移動の補助などを行うサービス。

就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定の期間、働くために必要な知識や能力の向上のために訓練を行うサービス。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に対して、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

就労選択支援

本人が就職先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント（障がい者との協同による就労ニーズの把握や能力・適正の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。

就労定着支援

一般企業に就職した障がいのある人に対して、企業・自宅などへの訪問や障がいのある人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うサービス。

手話奉仕員

聴覚障がいのある人とない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介するため、市区町村及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者。

障がい者虐待

障害者虐待防止法において、①養護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者などによる障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいうものとされている。

障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置などを通じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律。

障がい者差別

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなど。障害者差別解消法により、不当な差別的取扱いが禁止されている。合理的配慮を行わないことも、不当な差別的取扱いにあたる。

障がい者週間記念行事

「障がい者週間」は、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。

「障がい者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体などにおいて、様々な意識啓発に係る取組を展開しており、板橋区では、毎年12月に区立グリーンホールで、コンサート・作品展示・区内障がい者団体による自主製品販売などを行っている。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図ることを目的に設置されている。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスにかかる給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心してくらすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

障害者手帳

身体障害者手帳（１～６級）、愛の手帳（１～４度（東京都外は療育手帳））、精神障害者保健福祉手帳（１～３級）の３種の手帳を総称した一般的な呼称。いずれの手帳も、数字が小さいほど障がいの程度が重い。

障害福祉サービス

個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスのこと。

自立支援医療（精神通院医療）

精神障がい（てんかんを含む。）により、通院による治療を続ける必要がある程度の人、通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度。所得に応じて自己負担額が生じる。なお、精神障害者保健福祉手帳の有無にはかかわらない。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間で身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

身体障がい

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）に分類される。

生活介護

いつも介護が必要な人に、昼間、施設で入浴やトイレ、食事の介護や趣味、文化、教養などの活動の機会を提供するサービス。

精神障がい

統合失調症、気分障がい（うつ病など）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

精神保健福祉士

おもに精神科医療機関や精神障がい者が利用する施設で、精神障がい者の在宅生活への移行や、その後の生活支援として、住まいや仕事・学校に関する手続き、各種支援制度・サービスの紹介や利用調整、その他日常生活を送るための支援を行う。国の精神保健福祉士登録簿への登録を受けている専門職。

成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人に代わって、後見人等が財産管理などを行い、本人の権利を守る制度。後見人を家庭裁判所が選任する「法定後見制度」とあらかじめ決めておく「任意後見制度」の2つの制度がある。

た行

短期入所（ショートステイ）

在宅の障がいのある人を介護する人が病気の場合などに、障がいのある人が病院や施設に短期間入所し、入浴・トイレ・食事などの介助を行うサービス。障害者支援施設等においては「福祉型」、病院・診療所等においては「医療型」の2種類がある。

地域移行支援

施設退所・病院退院にあたり、住居の確保や障害福祉サービスの体験など、地域生活に移行するための支援を行う。

地域活動支援センター

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進のほか、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う施設。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域生活支援拠点等

障がいのある人の高齢化、障がいの重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）をもつ場所や体制のこと。板橋区では、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の体制整備に取り組んでいる。

地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等とは別に、地方自治体が地域の特性や利用者の状況に応じて行う事業で、「必須事業」と、地方自治体の裁量で行える「任意事業」に分かれる。

地域定着支援

単身で生活する障がいのある人に、地域生活の継続のため、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービス。

地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

同行援護

視覚障がいにより移動が難しい人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービス。

特別支援学級

板橋区では、一部の小・中学校に特別支援学級を設置している。特別支援学級では、一人ひとりの児童生徒の持てる力を高めるための指導や、課題を改善するための指導を行っている。

特別支援学級には、固定級（毎日通う学級）として知的障がい学級があり、通級指導学級（週に数時間通う学級）として特別支援教室（STEP UP 教室）、聴覚障がい学級（小学校のみ）、言語障がい学級（小学校のみ）がある。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置される学校。

な行

内部障がい

心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎臓機能障がい、肝臓機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのこと。

難聴

音が耳に入ってから脳に伝わるまでのどこかの段階で障がいが起こり、音が聞こえにくくなったり、まったく聞こえなくなったりする症状。

難病

①原因不明、治療方針未確立で後遺症を残す恐れが少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定義している。（1972年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」より）

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など、社会的にハンデを負う人々を当然に包含するのが通常社会であって、そのあるがままの姿でほかの人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

は行

発達障がい

コミュニケーションをとったり、暗黙のルールを守ったり、集中・関心を保ったり、ミスや抜け・漏れなく社会生活を送ったりすることに困難を感じる障がい。

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、そのほかこれに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

避難行動要支援者

高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者などのうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」のこと。2013年の災害対策基本法の改正により、全国の自治体に「避難行動要支援者名簿」の策定が義務付けられている。

放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の支援を行うサービス。

法定雇用率

民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の雇用が義務づけられている。

ま行

モニタリング

個別支援計画に沿って提供されたサービスについて、定期的実施状況を把握し、継続的なアセスメント・利用者に対する面接を行い、その効果を評価すること。

や行

ユニバーサルデザイン

すべての人が年齢、性別、国籍及び個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性を尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えること。

ら行

療養介護

医療と常時介護が必要な人へ、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の介助を行うサービス。